

【ベビーファーストシューズ協会 概要書面 竹コース法人様】

(令和6年4月1日現在)

1. 契約

・受講契約は法人様とお申込者（貴方）とベビーファーストシューズ協会®（以降 当協会）との間で交わされるものです。

2. 講師育成プログラム

・HPにプログラムを掲載しています。主に動画受講になります。試験のみオンラインにて直接行います。

3. 受講年齢

・18歳以上の方。

4. 教材・資料の送付

・教材は段階ごとに送付致します。

① お申込・ご入金確認、「ベビースューズキット4足」配送。

② 第1部修了後「ベビースューズキット3足」配送。

③ 不合格の場合：①②以外に「ベビースューズキット3足」配送。

※資料はHPより各コースを確認してください。

5. 受講料

・受講料 基本料金 66,000円+受講人数×受講料 44,000円（税込）

【内訳：第1部 11,000円・第2部 11,000円・試験料+認定料 11,000円・教材費 11,000円】

・受講料には、教材・試験料・当協会講師認定証発行料が含まれています。

・法人の受講生が複数人の場合、梅コースまたは竹コースどちらかを選んでいただきます。（例：受講生3名の場合/梅コース2人、竹コース1人は認めない）

・初回受講後、受講生が増える場合：1人につき受講料 33,000円（第1部 11,000円+第2部 11,000円+認定料 11,000円）をお振込みいただき受講してください。

・お申込みより一週間以内に当協会指定の金融期間へお振込みいただきます。入金の確認ができましたら正式なお申し込みとさせていただきます。振込手数料のご負担をお願い致します。

・振込伝票を領収書のかわりとさせていただきます。

6. 途中解約

中途解約することができます。協会が教材配送後または期限終了後は一度でも受講したものとみなし、下記に従い手続きを行います。

【第1部（教材配送後）】

・基本料金 66,000円+第1部の受講料 11,000円+教材費 11,000円、計 88,000円の返金はありません。

・第2部受講料 11,000円、計 33,000円の返金はありません。

・第2部受講料 11,000円+認定料 11,000円、計 22,000円より、振込手数料または現金封筒代と送料を差し引いた金額を返金します。

【第2部（教材配送後）】

- ・基本料金 66,000 円+第1部の受講料 11,000+第2部受講料 11,000+教材費 11,000 円、計 99,000 円の返金はありません。
- ・認定料 11,000 円より、振込手数料または現金封筒代と送料を差し引いた金額を返金します。

【認定について（認定：加入規約申込、振込手続、売買契約書申込）】

- ・試験まで進んだ場合、返金はありません。
- ・試験合格日の連絡日より1ヶ月過ぎても認定手続がない場合、受講終了とします。
- ・途中解約後、再度受講する時は改めてお申込みいただき、第1部より再び受講となります。

7. 受講期限・受講終了

- ・受講には期限を設けています。期限内に課程を修了してください。期限を過ぎた場合、下記の通り手続きを致します。
- ・第1部：協会が教材（シューズ4足）を配送した日から1ヶ月以内。
- ・第2部：協会が教材（シューズ3足）を配送した日から1ヶ月以内。
- ・試験：試験申込した日から1ヶ月以内。
- ・認定：試験合格の連絡した日から1ヶ月以内（合格した方）
※試験をキャンセルした場合：協会へキャンセルの連絡した日から1ヶ月以内とさせていただきます。

8. キャンセルポリシー

- ・試験のキャンセルは3日前までに連絡をお願いします。
- ・キャンセルの場合、試験日より3日前 3,300 円、前日・当日は 5,500 円かかります。振込手数料のご負担をお願い致します。

9. 試験前の心構え

- ・受講生はベビーシューズ製作講師としての自覚を持ち、前向きな姿勢で試験に取り組むようにしてください。
- ・試験中は講師の指示に従って、静粛に受講してください。
- ・お子様のいる方は、試験日当日は受講できる環境を整えてください。

10. 認定試験の合格基準

- ・シューズ製作を行う上で適切な指導ができているか等チェック項目となります。

11. 再試

- ・再試は受講料の20%（8,800 円 ※追加受講/6,600 円）お振込いただき、第2部より再開します。（練習用シューズ3足分含む）
- ・再試のチャンスは3回までです。
- ・3回以上不合格だった場合はこれまでの受講は取り消しになります。改めてベビーファーストシューズ講師育成講座を契約し受講し直していただきます。

12. 合格後・認定手続

- ・試験合格後、1ヶ月以内に年会費を納め、加入規約と基本取引契約書を交わすことにより正式な協会員として活動を行うことができます

13. 加入手続

- ・合格後、加入手続をダウンロードして2部印刷し、記入・押印し、協会へ送付してください。

手続資料到着後、お振込手続きの案内を送付します。

- ・年会費：梅コース：年 60,000 円（月割@5,000 円）
竹コース：年 120,000 円（月割@10,000 円）
- ・年度の途中で加入した場合は合格した月を含む月割とします。
- ・会員更新（3 月末）までに更新手続と入金手続を行うことで活動の継続ができます。
- ・年度途中の退会：返金ございません。
- ・受講人数に関係なく、法人を 1 とし年会費を納めていただきます。

14. 基本取引契約書

- ・ベビーシューズ売買取引契約書をダウンロードして 2 部印刷し、記入・押印し、協会へ送付してください。
- ・ベビーシューズ製作キット販売は、当協会の会員のみでの販売権利となります。
- ・合格前に製作したシューズの販売は認められません。7 足は今後の活動の見本用として使用します。再試に製作した 3 足、練習を希望した際に用いたシューズも含まれます。

15. オンラインの準備

- ・スマートホンを使って活動します。
- ・試験は zoom または LINE 使いますので各自で設定を行ってください。
- ・合格後、オンラインで活動する場合、Wi-fi 環境が必要になります。
- ・インストールや設定等に関する相談は、契約している会社へお願いします。協会では相談に応じられませんのでご注意ください。

16. 協会からのサービス

- ・認定登録期間中、登録商標「ベビーファーストシューズ協会」「あんよのポケット」及び「ロゴ」を使用することができます。
- ・協会へ教室開催、イベント出展等の依頼があった場合の斡旋。
- ・確定申告について呼びかけ。（協会と会員は業務委託関係になります。記帳、確定申告は会員が各自で行います）
- ・ブラッシュアップ等のオンラインセミナー。
- ・教室前の準備、誘導を一緒に確認。

17. 退会

- ・退会の希望の場合は、メールにてご一報ください。（yatasugatakebaby@yahoo.co.jp）※3 日以内に返信がない場合は再送信をお願いします。
- ・更新月は 3 月です。振込含めて 3 月末までに更新手続がない場合、退会扱いとなります。
- ・年度の途中で退会しても年会費の返金はいたしません。
- ・ベビーシューズ製作キット販売店の権利も終了します。
- ・再び活動を行いたい場合は、改めてベビーファーストシューズ協会@講師養成講座をお申しいただき受講してください。教材も改めて購入していただきます。ベビーシューズ製作キット販売、加入規約も改めて契約となります。

18. 送料・振込手数料

- ・ベビーファーストシューズ協会へ納めていただく際の振込手数料、送料をご負担ください。
- ・銀行振込していただいた場合、振込用紙の控えを領収書とさせていただきます。

19. その他

- ・協会へ質問、お問い合わせは、事前にメールでお願い致します。確認後、返信させていただきます。
- ・受講の申込、お振込名は、法人名義でお願い致します。
- ・協会が提供するテキスト、資料の「録画」「録音」「撮影」全てにおいて外部への流出は固く禁じます。
- ・使用する教材は、当協会が提供するもののみを扱ってください。
- ・受講終了後は速やかにテキスト、教材をご返却ください。
- ・退会後のベビーシューズを販売する行為は絶対にお止めください。
- ・協会代表（清水）、協会員への個人的な勧誘等は固くお断りします。（他協会、宗教、物品販売等）
- ・会員同士のトラブルについて、協会では一切の関与を致しません。
- ・協会側がトラブルだと判断した場合は、受講の中断または協会員を脱退いただく場合があります。
（受講途中の場合は、受講カリキュラムに沿って未受講分の返金をします。）
- ・配送は日本郵便（ゆうパック、レターパック）を利用するため、配送日・到着日を双方で確認することができます。
- ・ベビーシューズキットは買取になります。到着日を含む3日以内に検品をお願いします。
- ・加入規約2部、基本契約書2部、身分証明書写真1枚（会員証発行のため）を封筒にまとめて協会へ送付してください。
- ・個人が法人になった場合：協会へすみやかに連絡いただき、手続きをします。
月の途中の場合：法人になった月より法人価格の年会費を納めてください。それまでに納めた個人の費用の返還は致しません。
これらの手続きを怠った場合、過去にさかのぼりその期間の会費を納めていただきます。
- ・法人が個人になった場合：協会へすみやかに連絡いただき、手続きをします。
月の途中の場合：個人になった月より個人価格の年会費を納めてください。それまでに納めた法人の費用の返還は致しません。
- ・請求書、納品書、領収書の発行をする場合；名義は法人名になります。